

通達甲（備・備1・実1）第2号  
平成18年7月31日  
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

警視庁国民保護警備実施計画の運用について

このたび、警視庁国民保護警備実施計画（平成18年7月31日通達甲（副監・備・備1・実1）第18号）の実施に伴う必要な事項、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態における警衛警護の措置並びに外国公館等の警戒措置について定め、平成18年7月31日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

（平素における措置）

1 国民保護機関等の把握

警察署長は、自署管内に所在する国民保護関係機関等の実態把握に努め、連絡体制を確立しておくものとする。

2 国民保護関連施設一覧表の作成

警察署長は、自署管内に所在する国民保護関連施設等の実態把握に努め、「国民保護関連施設等一覧表」を作成し、整備しておくものとする。